

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案について

公布日：平成22年3月31日予定 施行日：平成22年4月1日予定

職業能力開発促進法 第19条第1項(職業訓練の基準：職業訓練の水準の維持向上のための基準を規定)

職業能力開発促進法施行規則

第10条(普通課程の訓練基準→規則別表第2)

第14条(応用課程の訓練基準→規則別表第7)

第37条(免許職種等→規則別表第11)

規則別表

主要な産業分野に関して訓練科ごとに標準的な訓練内容等を規定

近年の産業技術・産業動向等との隔たりが見られる部分がある

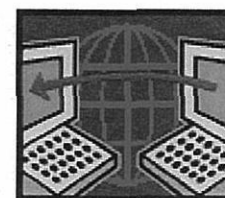
見直しの対象

- 1 普通課程の訓練基準(規則別表第2)
情報・通信分野について見直し
- 2 応用課程の訓練基準(規則別表第7)
電子情報分野について見直し
- 3 免許職種等(規則別表第11)
指導員の免許職種等について規則別表第2の見直しに伴う改正



各分野及び職業訓練等の有識者で構成する
専門調査員会を設置し、検討

省令改正



～改正を行う訓練科・主な内容(案)～

- 1 情報・通信分野の訓練科の見直し検討を行い、産業技術の動向等を踏まえ、訓練基準を改正(教科の内容、訓練時間数の配分等の改正)。
- 2 電子分野と情報分野を融合する産業の進展等に対応した人材需要の高まりを踏まえ、応用課程の訓練科を新設。
- 3 上記1の情報・通信分野の訓練科の見直しに伴い、指導員免許の免許職種「情報処理科」の学科試験の科目を改正。

改正内容

1. 普通課程の普通職業訓練の見直し(規則別表第2)

情報・通信分野の訓練科の見直し検討を行い、産業技術の動向等を踏まえ、訓練基準を改正
(教科の内容、訓練時間数の配分等の改正)

従来の汎用コンピュータから現在のコンピュータシステムの主流となっているクライアントサーバシステムの運用または設計のための能力及び情報セキュリティ、ネットワークの能力が必要であるため、これらの能力を習得できるよう整備

○第一種情報処理系(訓練期間1年)…コンピュータのシステムの運用を行うことができる能力を習得するための整備
＜対象科＞○Aシステム科、ソフトウェア管理科、データベース管理科

○第二種情報処理系(訓練期間2年)…コンピュータのシステムの設計を行うことができる能力を習得するための整備
＜対象科＞プログラム設計科、システム設計科、データベース設計科

2. 応用課程の高度職業訓練の訓練科を新設(規則別表第7)

急速な技術革新及びネットワーク関連のインフラ等の充実に伴う電子分野と情報分野を融合する産業の進展等に対応した人材需要の高まり



平成19年度に規則別表第6(専門課程の高度職業訓練)の電子情報分野の訓練科を新設



専門課程の修了生がさらに電子情報分野の専門性を高めるため、応用課程の高度職業訓練の「生産システム技術系生産電子情報システム技術科」を新設

3. 免許職種「情報処理科」の学科試験の科目の見直し(規則別表第11)

上記1の改正に伴い「情報処理科」の職業訓練指導員免許の学科試験の科目を改正

(指導学科及び関連学科(系基礎学科、専攻学科)のうち、関連学科の系基礎学科の一部を改正)

ネットワーク(プロトコル LAN)と情報工学(情報セキュリティ)の科目を追加